

事 務 連 絡

令和 2 年 4 月 7 日

各都道府県民生主管部局長 殿

全国社会福祉協議会会長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

生活困窮者自立支援室長

生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例措置に係る今後の状況変化に伴う
各都道府県及び市区町村社会福祉協議会での相談窓口の体制について

緊急小口資金等の特例措置に係る相談窓口については、各都道府県社会福祉協議会のご尽力により、市区町村社会福祉協議会において3月25日より相談窓口を開設し、相談支援及び生活福祉資金の貸付を一体的に実施していただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

4月7日には、7都府県を対象として新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言が発令されたことも踏まえ、今後、基本的に住民の方と対面により相談を行い、貸付手続きを行っている市区町村社会福祉協議会においても、相談者の利便性に配慮しつつ、新型コロナウイルス感染症の感染予防に留意した取組みをこれまで以上に進めていただく必要があります。

つきましては、各都道府県社会福祉協議会におかれては、各市区町村社会福祉協議会の取組状況等現状を十分に把握しつつ、例えば、

① 住民からの相談への対応及び添付が必要な書類や申請書類の記入方法などは電話等により助言すること、また、申請書類の記載例については、メールや郵送等により対応すること等の方法により、相談者と相談対応者との接触を極力避けること

※ 郵送による申請については、電話により、本人が申込をしたことの確認を行うこと。

または、

② 完全予約方式による対応や、個別の相談ブースの設置等による相談者同士の接触の必要最小限化の実施とすること

などについて、相談対応に当たる職員への感染予防を行いながら、円滑な相談、貸付手続きが行える具体的な手段を検討していただきたいと考えております。

また、開設窓口が入居する建物が一斉休館により影響を受ける可能性についても、あらかじめ

め、最小限の開所について建物管理者との調整を実施するなど、貸付事務に係る業務が低減しないよう対応をお願いします。

上記のような電話対応の充実や完全予約制の取組等を推進するに当たっては、「緊急小口資金等の特例貸付にかかる相談体制の強化について（依頼）」（令和2年3月27日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室）でも記載したとおり、

- ・ 市区町村社会福祉協議会内の他部署からの応援職員の配置
- ・ 市区町村社会福祉協議会や都道府県社会福祉協議会の元職員の臨時的雇用
- ・ 単純入力作業等の外部委託

など、市区町村社会福祉協議会及び都道府県社会福祉協議会の人員体制の強化を積極的に図り、相談者のニーズ等に適切に対応するようお願いいたします。

また、貸付原資と特例貸付の実施にかかる事務費については、国庫補助率10/10により、既に予算措置をしている約311億円に加え、今般の補正予算案に約359億を計上しています。

この事務費には、都道府県社会福祉協議会内における事務費（審査・入力業務に要する費用等）に加え、市区町村社会福祉協議会における対応に必要な経費としての所要の額に関する委託費も含まれているところです。

市区町村社会福祉協議会において、体制強化を行う際の事務費（追加で雇用する職員にかかる経費や、相談ブースの増設等の会場経費、パンフレットの印刷費用等の経費等）については、都道府県社会福祉協議会から委託費として支出することが可能であるので、都道府県社会福祉協議会においては、各市区町村社会福祉協議会における所要額を聞き取り、委託費の増額等について、柔軟に対応していただくようお願いいたします。